

京都市上下水道局事後確認型一般競争入札取扱要領

制定 平成23年7月1日

改正 平成25年5月31日

改正 平成30年4月1日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）その他別に定めるもののほか、上下水道局が発注する建設工事の請負及び設計、測量、地質調査等の委託契約（以下「工事等の契約」という。）の相手方の決定を事後確認型一般競争入札により行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 事後確認型一般競争入札により締結しようとする契約は、原則として、一般競争入札を行うすべての工事等の契約とする。ただし、次に掲げる契約に関してはこの限りではない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約
- (2) その他事後確認型一般競争入札によることが不適切と認められる契約

(入札公告)

第3条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 工事等の概要
- (2) 支払い条件
- (3) 入札参加に必要な資格
- (4) 予定価格（ただし、予定価格が2億円を超えるものを除く。）
- (5) 入札期間及び開札日
- (6) 開札結果及び落札者等の公表
- (7) その他入札について必要な事項

(設計図書の交付)

第4条 入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、設計図書（図面、積算内訳書及び関係書類をいう。以下同じ。）を入手するものとする。

- (1) 電子入札システム（規程第8条第2項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）により複写承認書の交付を受けるとともに、入札公告に示す場所において当該複写承認書を提出し、設計図書を入手する方法
- (2) 電子入札システムにより、設計図書をダウンロードして入手する方法

(入札データの提出)

第5条 入札に参加しようとする者は、前条により入手した設計図書に基づき積算を行い、

電子入札システムにより入札データ（規程第8条第2項に規定する入札データをいう。以下同じ。）を入札期間内に送信するものとする。

- 2 前項の入札データは、入札金額、くじ番号等必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱うこととし、提出者には、電子入札システムにより入札書受付票を発行するものとする。
- 3 電子入札システムにより提出された入札データの訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。
- 4 その他入札データの提出に関し必要な事項は、入札公告に定める。

（資格確認資料等の提出）

第6条 管理者は、前条により入札データを送信する者に対し、入札公告に掲げる入札参加資格の確認に要する資料等（以下「資格確認資料等」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 資格確認資料等の提出に関し必要な事項は、入札公告に定める。
- 3 前条により入札データを送信した者が資格確認資料等を入札期間内に提出しない場合、管理者は、当該入札参加者の行った入札を入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし、無効とする。

（開札）

第7条 開札は、予め入札公告で指定した日時において行うものとし、管理者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を確定するとともに、次順位以降の入札参加資格の確認を行う順位を定めたうえで落札の決定を保留する。

- 2 管理者は、予定価格の制限の範囲内で同価格の有効な入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによるくじにより順位を定め、すべての入札参加者について入札参加資格の確認を行う順位（以下「資格確認順位」という。）を確定するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 管理者は、第7条で確定した資格確認順位に従い、入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 管理者は、前項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が入札参加資格を有していると認めたときは、第7条により確定した資格確認順位における次順位者（以下「次順位者」という。）以降の者の入札参加資格の確認を行わないものとする。
- 3 管理者は、第1項の資格確認の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が入札参加資格を有していないと認めたときは、その者の行った入札を無効とし、次順位者の資格確認を行う。以降、入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続を行うものとする。
- 4 管理者は、第1項から前項による入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有していることを確認したときは、その者を落札者とする。

（落札結果の公表）

第9条 管理者は、前条により落札者を決定したときは、その者の商号（法人にあっては

名称) 及び落札金額等を速やかに公表するものとする。

(落札者以外の入札参加者に対する理由説明)

第 10 条 落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求めるときは、前条による公表の日の翌日から起算して 2 日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後 5 時までに、その旨を記載した書面を管理者に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、事後確認型一般競争入札の運用に関し必要な事項は、別に定めのある場合を除き、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(関係要領の廃止)

3 京都市上下水道局事後確認型一般競争入札試行要領は、廃止する。

附 則 (平成 25 年 5 月 31 日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日決定)

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局事後確認型一般競争入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日決定)

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局事後確認型一般競争入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。